**資料№６**

**契 約 書 見 本**

（一般運送契約用）

**一　般　運　送　契　約　書**

　姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者　　　（以下「甲」という。）と　法人名　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

　１　使用目的

　　　　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

　２　車種及び自動車登録番号又は車両番号

　３　台　数　　　　　１台

　４　使用期間

　　　　令和 年 　月 　　日から

　　　　令和 年 　月 　　日まで　日間

　５　契約金額　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　（内訳　　１日　　円×　　日間）

　６　請求及び支払い

　　　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、姶良市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　　　なお、姶良市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　　　　但し、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は姶良市には請求できない。

　７　その他

　　　　　　　令和 　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　　　 印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　 印

（その他の契約用）

**車　輌　賃　貸　借　契　約　書**

　姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、車輌の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

　１　使用目的

　　　　公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

　２　車種及び自動車登録番号又は車両番号

　３　台　数　　　　　１台

　４　使用期間

　　　　令和 年 　月 日から

　　　　令和 年 　月 日まで日間

　５　契約金額　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　（内訳　　１日　　円×　　日間）

　６　使用上の義務等

　　　　甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもとより、乙の定める約款に従う義務を負う。

　７　請求及び支払い

　　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、姶良市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　　なお、姶良市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　　　但し、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は姶良市には請求できない。

　８　その他

　　　　　　　令和 　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者

住　所

氏　名　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　 　　　　　　　　 　 印

（その他の契約用）

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

　１　供給する期間

　　　　令和 年 　月 日から令和 年 　月 日まで

　２　供給場所

　　　　所在地

　　　　名　称

　３　燃料供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

　４　契約金額

　　　　単価１リットル当たり　円（消費税額及び地方消費税額を含む）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。（供給予定総量リットル）

　５　請求及び支払い

　　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、姶良市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　　なお、姶良市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　　　但し、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は姶良市には請求できない。

　６　その他

　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　姶良市長・姶良市議会議員選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　 　　　　　　　　 印

（その他契約用）

**選挙運動用自動車運転契約書**

姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用　　する選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

　１　運転する期間

　　　　令和年　月日から令和年　月日まで　日間

　　　　原則として毎日 　時 分から 時 分まで

　２　契約金額　　　　　円　（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　　　　　　（１日につき　　円）

　３　運転する選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

　４　請求及び支払い

　　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、姶良市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　　なお、姶良市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　　　但し、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は姶良市には請求できない。

　５　その他

令和 　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　姶良市長・姶良市議会議員選挙候補者

　住　所

氏　名　　　　　印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　 　　　　　　　　 印

**選挙運動用ビラ作成契約書**

姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

　１　公職選挙法第１４２条に定めるビラ

　２　数　量　　　　　 枚

　３　契約金額　　　　円　（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　　　　　（単価　　　円）

　４　納入期限　　　令和 年 月 日

　５　請求及び支払い

　　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、姶良市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　　なお、姶良市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　　　但し、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は姶良市には請求できない。

　６　その他

令和 　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者

　住　所

氏　名　　　　　印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　 　　　　　　　　 印

**選挙運動用ポスター作成契約書**

姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について、次のとおり契約を締結する。

１　公職選挙法第１４３条に定めるポスター

　２　数　量　　　　　 枚

　３　契約金額　　　　円　（消費税額及び地方消費税額を含む）

　　　　　　　　（単価　　　円）

　４　納入期限　　　令和 年 月 日

　５　請求及び支払い

　　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、姶良市に対し請求するも

のとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

 なお、姶良市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙

に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　　　　但し、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合

は、乙は姶良市には請求できない。

　６　その他

令和 　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　姶良市長・姶良市議会議員選挙　候補者

　住　所

氏　名　　　　　印

　　　　　　　　　　　　乙　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　名　称　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　 　　　　　　　　 印